

# 第1回 江別市住生活基本計画検討委員会

日時：平成30年7月23日（月） 10：00～  
場所：江別市民会館2階 21号室

## 次 第

1. 開会
2. 委員の紹介
3. 委員長・副委員長選出
4. 委員長挨拶
5. 議事
  - (1) 「江別市住生活基本計画」の策定について・・・資料1
  - (2) 策定作業の流れについて・・・資料2
  - (3) 現況・関連計画等について・・・資料3
  - (4) 市民アンケート調査について・・・資料4
6. その他
7. 閉会

## 江別市住生活基本計画検討委員会設置要綱

平成30年 5月18日市長決裁

(設置)

第1条 江別市の住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくため、江別市住宅マスタープランを見直し、策定する江別市住生活基本計画（仮称）（以下「計画」という。）について、幅広い分野からの意見を反映させるため、江別市住生活基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画策定に関する次の事項について意見交換を行う。

- (1) 江別市の住宅施策課題に関すること。
- (2) 計画の基本となる方針に関すること。
- (3) その他計画に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等から推薦された者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部建築住宅課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年 5月18日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 江別市住生活基本計画検討委員会委員名簿

選出区分ごと50音順

選出区分		氏名	所属	備考
学識経験者	1	小室 晴陽	北翔大学	
学識経験者	2	中田 雅美	札幌学院大学	
関係団体	3	石崎 昭仁	(一社)江別建設業協会	
関係団体	4	伊藤 武	江別市自治会連絡協議会	
関係団体	5	小林 好子	江別不動産業協会	
関係団体	6	桜田 峰子	(一社)北海道建築士会札幌支部	
関係団体	7	田原 久美子	江別市社会福祉協議会	
市民	8	中井 和夫	市民公募	
市民	9	西町 なつみ	市民公募	
その他市長が必要と認める者	10	工藤 省吾	石狩振興局産業振興部建設指導課	